

第58回宍粟市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成26年6月2日（月曜日）

招集の場所 宍粟市役所議場

開 会 6月2日 午前9時30分宣告（第1日）

議事日程

- 日程第 1 議席の一部変更
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 5 第 45号議案 宍粟市教育委員会委員の任命について
- 日程第 6 第 46号議案 宍粟市固定資産評価審査委員会委員の選任について
第 47号議案 宍粟市固定資産評価審査委員会委員の選任について
第 48号議案 宍粟市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 7 第 49号議案 宍粟市税条例等の一部改正の専決処分（専決第12号）
の承認について
第 50号議案 宍粟市都市計画税条例の一部改正の専決処分（専決第
13号）の承認について
第 51号議案 宍粟市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分（専
決第14号）の承認について
- 日程第 8 第 52号議案 平成25年度宍粟市一般会計補正予算（第5号）の専決
処分（専決第11号）の承認について
- 日程第 9 第 53号議案 宍粟市税条例の一部改正について
第 54号議案 宍粟市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 10 第 55号議案 宍粟市森林文化創造基金条例の一部改正について
- 日程第 11 第 56号議案 兵庫県佐用郡佐用町・宍粟市三土中学校事務組合の解
散について
第 57号議案 兵庫県佐用郡佐用町・宍粟市三土中学校事務組合の解
散に伴う財産処分について

- 日程第 1 2 第 58号議案 平成26年度宍粟市一般会計補正予算（第 1 号）
 第 59号議案 平成26年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算
 （第 1 号）
- 日程第 1 3 請願第 1 号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担金制度 2 分の 1 復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書採択の要請について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議席の一部変更
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 5 第 45号議案 宍粟市教育委員会委員の任命について
- 日程第 6 第 46号議案 宍粟市固定資産評価審査委員会委員の選任について
 第 47号議案 宍粟市固定資産評価審査委員会委員の選任について
 第 48号議案 宍粟市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 7 第 49号議案 宍粟市税条例等の一部改正の専決処分（専決第12号）の承認について
 第 50号議案 宍粟市都市計画税条例の一部改正の専決処分（専決第13号）の承認について
 第 51号議案 宍粟市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分（専決第14号）の承認について
- 日程第 8 第 52号議案 平成25年度宍粟市一般会計補正予算（第 5 号）の専決処分（専決第11号）の承認について
- 日程第 9 第 53号議案 宍粟市税条例の一部改正について
 第 54号議案 宍粟市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 1 0 第 55号議案 宍粟市森林文化創造基金条例の一部改正について
- 日程第 1 1 第 56号議案 兵庫県佐用郡佐用町・宍粟市三土中学校事務組合の解散について
 第 57号議案 兵庫県佐用郡佐用町・宍粟市三土中学校事務組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第 1 2 第 58号議案 平成26年度宍粟市一般会計補正予算（第 1 号）

第 59号議案 平成26年度穴粟市国民健康保険事業特別会計補正予算
(第1号)

日程第13 請願第1号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担金制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書採択の要請について

応招議員(18名)

出席議員(18名)

1番 鈴木浩之 議員	2番 稲田常実 議員
3番 小林健志 議員	4番 伊藤一郎 議員
5番 飯田吉則 議員	6番 大畑利明 議員
7番 榎橋美恵子 議員	8番 西本諭 議員
9番 秋田裕三 議員	10番 藤原正憲 議員
11番 東豊俊 議員	12番 福嶋斉 議員
13番 岡前治生 議員	14番 山下由美 議員
15番 林克治 議員	16番 実友勉 議員
17番 高山政信 議員	18番 岸本義明 議員

欠席議員 なし

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長 中村司 君	書記 前田正人 君
書記 清水圭子 君	書記 原田渉 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長 福元晶三 君	副市長 清水弘和 君
教育長 西岡章寿 君	参事兼企画総務部長 高橋幹雄 君
会計管理者 西川龍 君	一宮市民局長 落岩一生 君
波賀市民局長 大島照雄 君	千種市民局長 阿曾茂夫 君
まちづくり推進部長 中岸芳和 君	市民生活部長 船引英示 君
健康福祉部長 浅田雅昭 君	産業部長 西山大作 君
農業委員会事務局長 前田正明 君	建設部長 前川計雄 君

教育委員会教育部長 岡崎悦也君

総合病院事務部長 広本栄三君

(午前 9時30分 開会)

議長(岸本義明君) 皆さん、おはようございます。

平成26年度6月定例会の開会にあたりまして、一言御挨拶申し上げたいと思います。

議員の皆さん、そして市長はじめ当局の皆さんには御健勝にて御参集いただき、第58回宍粟市議会定例会を開会できますことは、宍粟市市政発展のため、大変喜ばしく思うところであります。

本定例会には、条例の改正、補正予算、そしてまた三土中学校事務組合の解散についてなどの重要な議案が提案されております。慎重な審議と適正な判断をお願いしたいと思います。

話は変わりますが、先週、私、数日間東京へ行ってまいりました。全国に813市がございまして、その議長が年1回全員集って総会をするんですが、総会の議案そのものというよりも、自分とこの市のPRを一生懸命、皆やります。私もできるだけ宍粟のPRをしたいということで、名刺の交換をたくさんさせていただきました。そして、実はこの新聞も持ってきました。産経新聞です。産経新聞の1面トップ、これだけのスペースを使って宍粟市のことが紹介してあります。これだけのスペースですよ。ただし、夕刊でございます。だから、この辺には出ておりませんが、ただ大阪、京都、神戸、姫路、その他たくさんところで何十万部も出ております。これだけ難読市名ということで取り上げていただいているわけですけども、そういうことも含めまして宍粟のPRをしてまいりました。

その後は、地元選出の山口代議士を議員会館に訪ねまして、もっともっと国の目を西播磨に、そして宍粟に向けてほしいということをお願いしてまいりました。次に相生のほうへ帰ったときには、必ず宍粟へ寄りますという言葉もいただきました。

その後は、皆さん御存じのように、NHKへ行きて、NHKの放送センターで地元宍粟市山崎出身の堂元副会長にお会いまして30分ほど話させていただきました。もう部屋の中は大きい部屋なんですけど、軍師官兵衛だらけの部屋にしてありまして、写真、本、衣装も全部その軍師官兵衛で飾ってありまして、そこで最初には先月NHK全国版で宍粟の道の駅「みなみ波賀」を取り上げていただいたこと、堂元会長の企画だったようなので、そのお礼を一言言いまして、あと、官兵衛の話だとか、いろんなのがありましたが、その中で、私、日本酒発祥の地ということで、去年の12月、飯田議員に発議していただきまして、日本酒で乾杯条例をつくりましたと言うと、「あっ、それは初耳です」ということで、これは是非NHKとしても取

り上げてみたいというふうなお言葉をいただきまして、何かそれにまつわる、PRに行って、取材に値するような何かをやってほしいなど、それにひっかけて。そうすると必ずNHKで生かしますのではということを知りましたので、是非それも考えていただきたいなというふうに思います。

そういうことは別にしまして、議員各位には議員として監視機能、そして批判機能を発揮しつつ、いつも申し上げますが、適切な審議をお願いすると同時に、あれやこれやとの総論から一歩進んで中へ入って、各論に入っていて、市民の皆さんが元気で躍動する明日の宍粟につながるような、行政を前向きに機能させるような具体的な建設的な提言もあわせてしていただきたいということをお願いいたしまして、開会の挨拶としたいと思います。ありがとうございました。

それでは、市長、御挨拶をお願いいたします。

市長（福元晶三君） おはようございます。大変御苦労さまでございます。

開会の挨拶に先立ちまして、過日報道されておりました住民税等の還付加算金の未払いにつきまして、大変皆様に御心配をおかけしましたこと、この場をお借りして深くおわびを申し上げます。

今後、再発防止に向けて厳正な対処を行う所存でございますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、本日、第58回宍粟市議会6月定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、御健勝にて御出席を賜り、誠にありがとうございます。また、日ごろの御精励に対しまして、深く敬意を表する次第であります。

平成26年度もはや2カ月が過ぎたところとなりました。新緑の深まりとともに、間もなく梅雨の時期を迎えようとしております。

さて、本年度から4月1日を宍粟の日とし、神戸新聞に全面広告を掲載するなど、宍粟市のPRとふるさと納税のお願いをいたしましたところ、5月末で約670件の申し込みをいただき、お礼としてお送りをしております特産品も大好評のところであり、感謝を申し上げておるところであります。

また、4月26日には、姫路のみゆき通りにオープンをさせていただきました宍粟市PR館「きてーな宍粟」には、姫路市民をはじめ、大河ドラマ館や姫路城へ全国から訪れる観光客など、多くの方に来店をいただき宍粟市の特産品の販売はもとより、観光情報等を全国に向け発信をしておるところであります。

こうしたPR効果等もありまして、過日連休中に行われました山崎町の大歳神社の藤まつりにおいては3万2,000人の皆さんがお越しをいただいたと、こういうこ

とであります。ともに、官兵衛飛躍の地としても整備を進めております篠ノ丸城跡にも多くの方にお越しいただいたところでもあります。

また、昨年から整備を行ってきましたちくさ高原のクリンソウにおきましても、地元のクリンソウを守る会を中心に、案内表示でありますとか、遊歩道の整備などを行い、今年は15ヘクタールを公開しておりますところでもあります。今後、これから見ごろとなります山崎花菖蒲園、ちくさ高原ゆり園等とうまく連携しながら宍粟市全体が一体となった回遊型の観光の仕組みをつくっていく必要があると考えております。

先日、日本創成会議が2040年に全国の自治体の約半数で若い女性が半減し、地域が消滅する可能性が指摘されたところでもあります。宍粟市もその可能性が高い自治体であると発表されました。

この衝撃的な流れに歯止めをかけるためには、広大な自然資源と歴史・文化、さらに豊かな人情等、宍粟市ならではの地勢を活かし、市民誰もがふるさと宍粟への思いを一つにし、新たなまちづくりに向けた基礎をつくり上げることが急務であると痛感をしております。そのためには、私自身が先頭に立ち、取り組んでまいり所存でありますので、議員各位におかれましても、御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、今定例議会におきましては、宍粟市教育委員会委員の任命、宍粟市固定資産評価審査委員会委員の選任、兵庫県佐用郡佐用町・宍粟市三土中学校事務組合の解散についてのほか、税条例の一部改正の承認など、合わせまして15件の議案を上程しております。議員各位におかれましては、それぞれの案件の内容等慎重に御審議をいただき、原案に賛同賜りますようお願い申し上げます。開会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） ただいまより、第58回宍粟市議会定例会を開会いたします。

では、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

報告1、地方自治法第180条第2項の規定に基づき専決処分事項の報告書が市長から提出されておりますので、御高覧願います。

報告2、地方自治法施行令第146条第2項及び地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書が市長から議長宛てに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高欄願います。

報告 3、審査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、例月出納検査の報告書が、地方自治法第199条第9項の規定に基づき、平成25年度定例監査結果報告書が議長宛てに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告 4、地方自治法第121条の規定に基づき、今期定例会の説明員として出席通知のありました者の職・氏名は、お手元に配付しております議長宛ての報告書・写しのとおりであります。

報告 5、本日市長から議案15件が提出されております。

これで報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 議席の一部変更

議長（岸本義明君） 日程第1、議席の一部変更の件を議題とします。

議員の会派の異動により議席の一部を変更したいと思います。

その議席番号及び氏名を議長により指定いたします。

3番に小林健志議員、4番に伊藤一郎議員、5番に飯田吉則議員、6番に大畑利明議員。

お諮りします。

ただいま指定したとおり議席の一部を変更することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指定しましたとおり、議席の一部を変更することに決しました。暫時休憩いたします。直ちに議席を移動してください。

午前 9時43分休憩

午前 9時44分再開

議長（岸本義明君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

議長（岸本義明君） 日程第2、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第89条の規定により、議長より指名します。

11番、東 豊俊議員、12番、福嶋 斉議員、以上、両議員にお願いいたします。

日程第3 会期の決定

議長（岸本義明君） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日より6月18日までの17日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

会期は、本日から6月18日までの17日間に決定いたしました。

日程第4 議会運営委員会委員の選任について

議長(岸本義明君) 日程第4、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員を現在の委員に1名追加したいと思います。

選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長から指名します。

お諮りします。

議会運営委員会委員に、6番、大畑利明議員を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

ただいま指名いたしましたとおり、大畑利明議員を議会運営委員会委員に選任することに決しました。

日程第5 第45号議案

議長(岸本義明君) 日程第5、第45号議案、宍粟市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、福元晶三君。

市長(福元晶三君) 第45号議案、宍粟市教育委員会委員の任命につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

6月2日をもちまして任期満了となります山崎町鹿沢6番地4、杉本健三氏は、兵庫県立高等学校校長、兵庫県教育委員会教育企画室長、教育次長などを歴任されるなど、長年にわたり教育関係に精通され、人格、識見ともにすぐれ、周囲の人望も厚く、教育委員として適任者であり、平成18年6月3日に教育委員に就任されて以降、精力的に教育委員活動をしていただいております。引き続き杉本氏を教育委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めようとするものであります。

議員各位におかれましては、杉本健三氏の経歴や温厚・誠実な人格等を御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） ないようですので、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第45号議案につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 討論なしと認めます。

続いて採決を行います。

お諮りします。

第45号議案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第45号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

日程第6 第46号議案～第48号議案

議長（岸本義明君） 日程第6、第46号議案、宍粟市固定資産評価審査委員会委員の選任についてから、第48号議案、宍粟市固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの3議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 第46号議案から第48号議案の宍粟市固定資産評価審査委員会委員の選任についての3議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会は、地方税法第423条第1項の規定に基づき、固定資産台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために設置した委員会であり、

委員の任期は3年で、委員定数は市税条例第78条の規定により3人と定めております。

固定資産評価審査委員会の委員は、市の住民、市民税の納付義務のある者、または固定資産の評価について学識経験のある者のうちから議会の同意を得て、市長が選任することとなっております。

つきましては、委員としまして、山崎町須賀沢129番地19、糸田正明氏、一宮町東市場437番地、大坪津義氏、波賀町戸倉66番地、上垣利幸氏の3名を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

糸田氏は、税務行政の経験も豊かで固定資産評価に精通されており、大坪氏は、職務などを通じて固定資産評価についての知識経験を有しておられ、また上垣氏におかれましても、税務行政の経験も豊かで固定資産評価に精通されております。加えて、3人とも再任ということで、宍粟市の固定資産の事情に詳しく、いずれの方も適任者と確信をいたしております。

原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて質疑ですが、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第46号議案から第48号議案までの3議案につきましては、議事の順序を変更して直ちに採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

続いて採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第46号議案を採決いたします。

第46号議案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第46号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

続いて、第47号議案を採決いたします。

第47号議案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第47号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

続いて、第48号議案を採決いたします。

第48号議案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第48号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

日程第7 第49号議案～第51号議案

議長(岸本義明君) 日程第7、第49号議案、宍粟市税条例等の一部改正の専決処分(専決第12号)の承認についてから、第51号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分(専決第14号)の承認についてまでの3議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、福元晶三君。

市長(福元晶三君) 第49号議案から第51号議案の税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の承認を求める3議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

最初に、第49号議案、宍粟市税条例等の一部改正の専決処分の承認につきましては、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、宍粟市税条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容としましては、固定資産税における公害防止用施設、ノンフロン製品に係る課税標準の特例措置、いわゆる「わがまち特例」の対象拡大と耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に対する減額措置の創設、また、優良住宅地の造成等のために、土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税特例の適用期限を3年間延長するものです。それ以外につきましては、地方税法等の改正に伴う文言の改正、引用部分の条文ずれを改正するものであります。

次に、第50号議案、宍粟市都市計画税条例の一部改正の専決処分の承認につきましても、地方税法の一部改正に伴うもので、地方税法附則の改正に伴う引用部分の条文ずれを改正するものであります。

最後に、第51号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の承認につきましても、地方税法の一部が改正されたことに伴うもので、国民健康保険加入被保険者の中低所得者層の負担軽減を図る目的で、後期高齢者支援金等課税額と介護納付金課税額の限度額をそれぞれ2万円ずつ引き上げるものであります。また、軽減判定所得の基準額を見直すことにより、低所得者世帯の軽減措置の拡充を行うものであります。

以上、概要を御説明申し上げましたが、本件につきましては、いずれも地方税法等の改正が平成26年3月31日に交付されたことに基づくものでありまして、改正時期との整合性を図る上で急を要することにより、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものであります。

原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第49号議案から第51号議案までの3議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、民生生活常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第49号議案から第51号議案までの3議案は、民生生活常任委員会に審査を付託することに決しました。

日程第8 第52号議案

議長（岸本義明君） 日程第8、第52号議案、平成25年度宍粟市一般会計補正予算（第5号）の専決処分（専決第11号）の承認についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 第52号議案、平成25年度宍粟市一般会計補正予算（第5号）

の専決処分（専決第11号）の承認につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の専決補正予算は、平成25年度中の予定事業について、年度内実施が困難となった事業につきまして、繰越明許費の追加及び変更を行っております。

これらにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、緊急やむを得ないものに限って補正を行ったものでありますので、議員各位におかれましては、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第52号議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第52号議案は、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託することに決しました。

日程第9 第53号議案～第54号議案

議長（岸本義明君） 日程第9、第53号議案、宍粟市税条例の一部改正についてから第54号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正についてまでの2議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 第53号議案及び第54号議案の2議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

最初に、第53号議案、宍粟市税条例の一部改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律等が交付されたことに伴い、宍粟市税条例の一部を改正するものであります。

改正内容は2点であります。まず、1点目は、法人市民税における法人税割の税率を現行100分の12.3から100分の9.7に引き下げるものであり、施行期日は平成26

年10月1日で、施行日以降に開始する事業期分からの適用となります。

この改正に伴い、国において新たに地方法人税を創設し、この法人税割の引き下げ分に相当する額を地方法人税として交付税特会に収入し、地方交付税原資化を図ることとなっております。これは、地域間の税源の偏差の是正と財政力格差の縮小を図ることを目的とされております。

2点目は、軽自動車税の税率を引き上げるもので、平成27年度から新たに取得される軽自動車から適用をします。改正の内容は、自家用乗用車にあつては1.5倍に、その他の区分の車両においては1.25倍とするものです。二輪車等については税率を1.5倍に引き上げた上で、2,000円未満の税率を2,000円に引き上げの改正を行うものであります。

また、軽自動車税においてもグリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した四輪車等については、平成28年度から約20%の重課を行うこととするものであります。

このたびの改正は、地方税法等の一部を改正する法律が平成26年3月31日に交付されておりますので、今回改正するものであります。

次に、第54号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、先の3月議会におきまして、平成26年度国民健康保険事業特別会計予算は、医療費等の推計や国保加入者の所得状況の把握が困難であること、国県等の基礎数値や制度改正情報が未確定であることなどの理由から、当初予算につきましては暫定的な予算とし、6月議会において、国保税率の見直しとあわせて本格予算を上程することといたしておりました。

今回、医療費の推計や基礎数値等がほぼ確定したことに伴い、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分につきましては、それぞれ税率の基礎となる需要額の検討をする中で、医療費分及び後期高齢者支援金等分、介護納付金分につきましては、対前年度より増加する見込みとなり、また景気低迷により国保加入者の所得減少や加入者の減少等により、税率を引き上げざるを得ない状況となっております。

しかしながら、国保加入者の多くが低所得者や所得の不安定な世帯であること、また、宍粟市の国保税は県下他市町と比較しても高額となっていることから、改正に当たっては医療費等の増加を慎重に見極め、国費、県費等の財源把握に努め、税率の上げ幅を可能な限り抑制した税率改正となるようにしているところであります。

また、改正に当たっての方針として、従前より申しております税負担感の強い資

産割の締める割合を引き下げることが基本に、応益割にやや比重を置いた改正案としておりますが、国民健康保険における相互扶助の理念と現在の経済状況から低所得者への配慮に重点を置いた見直しといたしておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、今回の税率改正案につきましては、去る5月15日開催の国民健康保険運営協議会にて諮問させていただき、慎重に審議をしていただいた結果、同月の21日に同協議会より承認の答申をいただいているところであります。

何とぞ原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき、発言を許可します。

13番、岡前治生議員。

13番（岡前治生君） ここでの税条例の改正について、何点が質問をしたいと思っております。

まず、今回、税額の引き上げというふうなことで、先ほども言われて収支の見通しが赤字になるということで、その埋め合わせのために税率を引き上げざるを得ないというのが根拠やと思うんですけども、実際に収支不足というのは幾ら発生する予定として見積もられたのか、お聞かせ願いたいと思います。

それと、先ほどもありましたけれども、国保運営協議会に諮問して、それで了解を得たというふうなことなんですけれども、国保運営協議会の概略の要旨、議事録の要旨等については、民生の委員会に提出をされておりましたので、私も見せていただきましたけれども、今回の改正については消費税の引き上げ等を含めて大変市民の負担が増えている中での引き上げということになるので、慎重論があったようにも見受けられます。そういうことで、具体的に国保運営協議会の全体の議事録ですね、それを出していただきたいのと、通常、国保運営協議会には、例えば今回税率が幾ら上がると、収入ベースで言うと、これぐらいの所得の方については、これぐらいの負担増になりますよというふうなことが、具体的なケースとして示されておったように思います。そういうふうなことで、ケースを見てみないと、なかなかどれだけの負担になるかということがわからないのが国保税の仕組みなのでありますので、そういうふうな資料も含めて国保運営協議会には提出されておると思いますので、国保運営協議会に提出された資料、議事録をそのまま一度議会のほうに提出をしていただきたいと思います。

それと、1点目の収支不足等も絡んでくるわけでありませけれども、この間、私たち日本共産党議員団としては、いわゆる基準繰り入れ以外のルール分以外の繰り入れ、いわゆる国保税を引き上げるための財源として一般会計からの繰り入れを強く求めてまいりました。その結果かどうかわかりませんが、前回、田路市政のときには単年度で7,000万円という繰り入れが行われたこともあります。そういう意味で、もし今回、その収支不足が大変大きいということもあるのかもしれませんが、もし収支不足が大きいのであれば、市としても努力をしつつ、そして市民にも応分のお願いをする。そういう態度も必要ではないかなと思います。もし、その収支不足が少ないのであれば、この状況でありますから、市が負担をして国保加入者に負担をお願いしないという方法もあるかと思しますので、そのあたりの考えをお聞かせ願いたいと思います。

それと、応能・応益割合の国県の指導というふうなことが書いてあるんですけども、もともと国保税は法律に基づいて応能・応益負担が50%、50%になるようにというふうなことが書かれております。そのことが合併前にも一時期大変強く指導されて、例えば波賀町でしたら6対4ぐらいの割合まで応能割が増えておった、それを50%、50%という負担が強められたということで、応益割をやむを得ず増やすことによって、全体として低所得者の方の負担が増えたという経緯があります。

この間、応能・応益割の5割、5割という負担の指導が若干緩められたということもあって、民生常任委員会に提出されている資料を見ても、平成25年度分については応能割が53.18%、応益割が46.8%というふうに所得の高い、負担能力のある方にできる限り多くの負担を持っていただく、そして、低所得者にはできるだけ少ない、軽減措置も含めてでありますけれども、少ない負担で済むようにというふうな方向がとられておったと思うんですけども、この方向方針がまた50%、50%を目指しなさいというふうな方針というか、そういうふうな指導が具体的にあったのかどうか、もしあったとすれば、どのような通達というふうなことがあったのか、そのあたり、わかりましたらお示し願いたいと思います。

議長（岸本義明君） 答弁を求めます。

市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 私の方からはルール分以外の云々のこともあります。先ほど提案説明の中でも申し上げましたとおり、今回いろんな諸事情等々、非常に慎重に見極めておりまして、できるだけ税率の上げ幅、このことにつきまして可能な限り抑制したいと、その思いで今回税率改正をしている、このとおりでありまして、し

たがって、今、御質問のルール分以外の一般会計からの繰り出し、このことについては、前にも申し上げましたとおり、原則的にはしないと、この方針で臨んでおるところであります。

そのほかについては、担当部長より答弁をさせます。

議長（岸本義明君） 市民生活部長、船引英示君。

市民生活部長（船引英示君） まず1点目の収支の不足の見通しの件でございます。平成26年度の国保会計は平成25年度以前の決算状況から推測して額を出しております。また、現時点で確定しております額をもとに収支計画を立てております。加入者の予測も重要な数値であり、その数は平成25年度に比べまして434人減の1万1,086人、世帯は296世帯減の5,951世帯と推測をいたしております。

歳出の医療費につきましては、年々変動するものであります。平成25年度に比べまして約1%の伸びを予測をしております。医療費の歳出に対しまして、歳入は国保税の収納率を一般で92%、退職者医療で96%というようにしております。これによりまして、ここ3年間の平均でこの数字となっております。また、過年度の滞納分の収納率につきましては、徐々に伸びておりまして約23%と予測をしております。加入者の所得は前年度に比べましてマイナス3%と確定しておりまして、これによりまして現行の税率では国保税の収納額を算定しますと、歳出に対しまして約3,000万円の不足が生じると予測をしております。今回の税率改正はこの不足額を補うためのものとしております。

2点目の国保運営協議会の資料等につきましてはの提出につきましては、議長と協議をさせていただきたいと考えております。

最後に、50%、50%方針の件でありますけれども、以前は応益・応能割合が50%、50%に近い状況にするようになってきました。これが崩れますと、軽減割合の率が6割、4割とペナルティーがかかっているようになっておりました。

平成22年度以降につきましては、応能・応益割合にかかわらず、7割、5割、2割の軽減が可能となっております。しかしながら、基準総所得金額に対しまして、課税が所得階層に著しく格差を生じたり、応能割に偏重することのないよう、賦課割合については十分留意し、被保険者間の負担の公平を図ることとされております。以上です。

議長（岸本義明君） 13番、岡前治生議員。

13番（岡前治生君） 13番です。要するに、平成26年度の見通しとしては、収支を精査した結果、3,000万円不足するから、その3,000万円分の引き上げを国保加入

者に対して行ったというふうな大変わかりやすい見方かなと思うんですけど、そういうふうな見方でいいのかどうか、その点、再度確認をさせていただきたいと思います。

それで、3,000万円の不足ということになりますと、3,000万円の一般会計からの繰り入れというのは、市の財政負担からいっても、そんなに大きな負担ではないと思うんですよね。それに、今年は大変、特別消費税が引き上げられたりとか、また、国保加入者の所得というのは、この間ずっと下がってきておるとというのが実態だと思います。そういうことからいいましても、多少の引き上げであっても今までは今までで、大変高くて大きな負担になっておって、それは滞納の増え方を見ていただいたら、それは当局も十分理解されている話だと思うんですよね。そういうことであえて独立採算でなければならぬと、どうしても一般会計からの繰り入れはやらないというふうに、かたくなにこの宍粟市になってからはこだわっておられます。合併前の宍粟北部3町では一般会計からのルール分以外の繰り入れというのは、ほぼ毎年のように行われておりましたけれども、旧山崎町だけはされてないというのがこの間の実態なんですよ。ですから、私は宍粟市になってからも、結局、山崎の国保の運営方法というのがとられているというふうに思います。ですから、そういうことにこだわるんじゃなくて、あくまでその国保加入者、低所得者、年金者、高齢者が多いわけですから、そういうところを助けるという意味からも一般会計からの繰り入れ、もし3,000万円で済むのであれば、今回の提案は済むわけでありますから、その点再度お聞かせ願いたいと思います。

それと、応能・応益割合のことについて、具体的に国から新たな指導が出てきているのかどうかですね、先ほども部長言われたように、平成22年度以降については、それまではできるだけ5割、5割に近づけておかないと、軽減制度でペナルティーを加えて7割、5割、2割の軽減制度はとらせないというふうなことになるんですけども、今回こういうふうな格好であらわれてきたのは、具体的に国県の指導があっただろうのかどうか、その点改めてお聞かせ願いたいのと、それと、今回の国保税の改正に当たって、平成29年度に各都道府県単位の国保税になるのだというふうなことも一つの大きな理由にされております。その理由の一つとして、資産割については平均的な5%に近づけると。こういうところだけは手前勝手といいますが、自分たちの都合のいいところを取り上げて、でも、先ほど市長が自らも言われましたように、兵庫県内で見ても宍粟市の国民健康保険税というのは高い位置にありますし、逆に医療施設の関係からいっても低い位置にあるということは、この

前も一般質問で明らかにさせていただきました。

そういうふうな状況にあるわけですから、そういうことから考えても、私はやっぱり今の状況を踏まえると、市長の判断としては一般会計からの繰り入れをして、今回の引き上げは撤回する、これがやっぱり市長が市民のための施策としてやるべきことではないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（岸本義明君） 市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 先ほど提案理由でも申し上げました。また、今、議員から御指摘があったとおり、国県においてもそういった国保のあり方については動きがあること、このことも十分承知しております。

また、今日、特に団塊の世代も含めて非常に国保加入者の増、このことも当然予測がある。したがって、ある意味、病気になる可能性も非常に高くなっており現状も十分認識しておるところでございます。

また、国民健康保険はお互い相互扶助の理念、このことも非常に大事である。さらにまた現状のいろんな経済状況等、あるいは消費税等を踏まえても非常にその状況も総合的に判断しながら、特に今回、低所得者層への配慮に重点を置いた、こういった見直しをしておるところであります。

ただ、一般会計から繰り入れる額の多さではなしに、私は基本的に独立した、そういったことの基本的な堅持をしていきたいと。その中で今後の課題を見つけていきたいと、このように考えております。

以上であります。

議長（岸本義明君） 答弁ありますか。

市民生活部長、船引英示君。

市民生活部長（船引英示君） 50%、50%の通知の分なんですけれども、この分につきましては、新たに通知が来たということではなしに、平成22年度からそのペナルティーの部分が廃止されまして、最近ではこの50%は国保の健康課長通達で概ね50%、50%を目指しなさいという指導は来ております。

以上です。

議長（岸本義明君） 続いて、14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 第53号の宍粟市税条例の一部改正について、質問させていただきます。

この中の軽自動車税の見直しについて、質問いたします。

これは、国の税制の改正によるものでありますが、今回、軽自動車や原付オート

バイに係る軽自動車税が大幅に増税されます。

四輪の自家用乗用車は現行7,200円から1万800円に、四輪の自家用貨物車は4,000円から5,000円に、原付50cc以下は1,000円から2,000円に、軽二輪125cc超から250cc以下は2,400円から3,600円になど、大幅に引き上げられます。また、原付及び二輪車には登録制度がなく、新車・中古車の区分が困難であるとして、新税率の対象を限定するなどの措置もとられてはおりません。長期にわたります所得低迷の中で、税を含めた自動車の維持費の負担が重いものになっております。

宍粟市におきましても価格、維持費ともに比較的安価な軽自動車の需要が高くなっていると思います。その上、この宍粟市におきましては、公共交通が整備されていませんので、1世帯で複数台所有するなど、市民の重要な移動手段となっております。

また、原付や二輪車は深夜や早朝に働く人たちの足となっております。また、所得の低い人たちの唯一の移動手段ともなっております。

この改正は、消費税の増税に加えて、市民に二重の負担を押しつけるものであり、大変影響が大きいと思います。市長は、宍粟市民に対する負担増の影響をどのように考えておられるのか、影響が大きい低所得の人たちに対して市独自の減免は考えられないのか、お尋ねいたします。

議長（岸本義明君） 答弁を求めます。

市民生活部長、船引英示君。

市民生活部長（船引英示君） 御質問にお答えをいたします。

今回の軽自動車税の改正は、平成27年4月1日以降に新規登録されたものから適用されます。ついては、現在所有されている軽自動車につきましては、現行の税率を継続することとなっております。なお、三輪、四輪以上の乗用・貨物用の車両は初期登録から13年を経過した翌年から重課税率を適用します。これはグリーン化に対応するため、環境対策に関連したものでございます。

また、消費税の8%への改正にあわせて軽自動車の自動車取得税は平成26年4月から3%から2%へ、平成27年10月の消費税10%の改正時に自動車取得税は廃止されることが決まっております。軽自動車税と取得税とでは相殺されるものではありませんが、税制改正の方針として、地方への税源移譲にシフトする意味から標準税率を採用しているところでございます。

さて、御質問の軽自動車の改正に伴いまして、市民負担の影響ですが、改正後の税率改正が平成27年4月以降の新規に登録された車両に適用されるもので、中古車

の購入の場合でも旧税率を継続されるものであります。

また、今のところ影響を受ける人数、金額の推測は難しいと考えております。新規に購入される方におきましては、経済的な生活設計をお持ちの中で購入されているものと考えますので、影響額については少ないものと考えております。

なお、軽自動車に係る制度の減免につきましては、大別しますと、公益のためのものと身体障害者手帳等をお持ちの方の二通りになっております。軽自動車税の制度におきまして、低所得者世帯の軽減制度は設けておらず、現行の制度で御理解をいただきたいと思っています。

以上です。

議長（岸本義明君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） この原付50cc以下が特に1,000円から2,000円に、倍になるということで、それで、これについては新税率の対象を限定するなどの措置がありません。それで、特に所得の低い人が原付をいろいろ利用されているという場合があるんですけども、私は1,000円から2,000円にという倍になるのは、年金とかも下がってきておりますので非常に厳しいと思います。この人たちに対して市独自の減免というようなことをしてもらいたいと思うんですけども、このことに対して市独自の減免をしましたら、国からのペナルティーというようなことはあるのかどうかをお尋ねいたします。

議長（岸本義明君） 副市長、清水弘和君。

副市長（清水弘和君） 減免をした場合の国からのペナルティー等に関連してお答え申し上げます。

よく御存じのように、国の税制改正は経済界におきまして常に賛否両論がございます。今回も税収でございますので、今回の改正によって徴収しなければ、基準財政収入額に反映をされます。減免をしても入ったものとみなされます。そういった意味では交付税が減額されると。ペナルティーはないんですけども、そういう財政上の減額があるということで御理解願いたいと。

また、特に納税が困難な方につきましては、個別に相談をいただければ、対応すべきものは対応したいと考えております。

議長（岸本義明君） 以上で質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第53号議案から第54号議案までの2議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、民生生活常任委員会に審査を付託したいと

思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第53号議案から第54号議案までの2議案は、民生生活常任委員会に審査を付託することに決しました。

日程第10 第55号議案

議長(岸本義明君) 日程第10、第55号議案、宍粟市森林文化創造基金条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、福元晶三君。

市長(福元晶三君) 第55号議案、宍粟市森林文化創造基金条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

平成26年4月1日付で財団法人しそ森林王国協会の名称が変更され、公益財団法人しそ森林王国協会に移行しました。

この名称の変更により条例の一部を改正しようとするものであります。

原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(岸本義明君) 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第55号議案は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第55号議案は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

続いて討論ですが、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（岸本義明君） ないようですので、討論を終わります。

続いて採決を行います。

第55号議案を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第55号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第11 第56号議案～第57号議案

議長（岸本義明君） 日程第11、第56号議案、兵庫県佐用郡佐用町・宍粟市三土中学校事務組合の解散についてから、第57号議案、兵庫県佐用郡佐用町・宍粟市三土中学校事務組合の解散に伴う財産処分についてまでの2議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 第56号議案、兵庫県佐用郡佐用町・宍粟市三土中学校事務組合の解散について及び第57号議案、兵庫県佐用郡佐用町・宍粟市三土中学校事務組合の解散に伴う財産処分についての2議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

最初に、第56号議案につきまして、平成27年3月31日をもって三土中学校を閉校するに当たり、学校の設置・管理並びに教育事務の管理及び執行事務を共同処理することを目的として設置されました兵庫県佐用郡佐用町・宍粟市三土中学校事務組合を解散しようとするものであります。

なお、解散後の整理事務については、宍粟市が継承することとなっております。

次に、第57号議案につきまして、三土中学校事務組合の解散に当たり、財産の処分が必要となりますが、財産の処分内容につきましては、事務組合が所有する残余財産については、全て佐用町に帰属することとしますが、物品については事務組合の解散後、速やかに宍粟市と協議し、宍粟市に物品を分配するものとしております。

以上、2議案については、地方自治法第288条及び289条の規定により、関係地方公共団体の協議によることとなっており、この協議については同法第290条の規定により、議会の議決が必要となることから、今回提案するものであります。

原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第56号議案から第57号議案までの2議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第56号議案から第57号議案までの2議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決しました。

日程第12 第58号議案～第59号議案

議長(岸本義明君) 日程第12、第58号議案、平成26年度宍粟市一般会計補正予算(第1号)から、第59号議案、平成26年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)までの2議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、福元晶三君。

市長(福元晶三君) 第58号議案及び第59号議案の補正予算2議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

最初に、第58号議案、平成26年度宍粟市一般会計補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出にそれぞれ9,719万9,000円を増額し、補正後の総額を237億3,719万9,000円とするものであります。

歳出につきましては、総務費でふるさとづくり事業としまして、ふるさと納税をされた方に今年度から宍粟の特産品を贈呈しておりますが、4月以降、当初の見込みを上回る申し込みがあることから、特産品代、ブナ基金への積立金等を追加計上しております。

民生費では、国民健康保険事業特別会計への繰出金につきまして、見込みの精査により基盤安定保険税軽減分を増加、出産育児一時金分を減額して計上しております。

また、農林水産業費では、国の補助事業であります地域経済循環創造事業交付金を追加計上しております。

教育費では、国の調査研究事業として、モデル的に取り組む放課後における補充学習推進のための報償金等を計上しております。

次に、これらの財源であります歳入につきましては、国庫支出金において地域経済循環創造事業交付金を歳出と同額計上し、県支出金においては国民健康保険基盤安定負担金を歳出補正額に準じて追加するとともに、放課後における補充学習等推進事業に係る委託金を計上しております。

また、ふるさとづくり事業関連としまして、寄附金では、ふるさと納税に係るふるさとづくり寄附金を追加で見込み、繰入金では、特産品代に充当するため、ブナ基金からの繰入金を計上しております。

残りの財源につきましては、前年度繰越金を見込みの範囲内で計上をしております。

続きまして、第59号議案、平成26年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

国民健康保険事業につきましては、平成25年度の医療費の見込みや平成26年度の所得等が概ね把握できる時期となりましたので、全体予算の整理を行う中で、まず歳出では、療養給付費、高額療養費等の保険給付費の精査を行うとともに、精算返還金等の計上を行っております。

これらに伴う歳入では、税率改正による国民健康保険税の精査を行うとともに、国県支出金及び交付金につきまして、医療費等の精査により、それぞれ所要額の予算措置を講じております。また、国民健康保険税の軽減措置等に係る一般会計繰入金の精査を行うとともに、平成25年度繰越金見込み額を計上しております。

補正額は、歳入歳出からそれぞれ1,195万円を減額し、補正後の総額を46億5,182万円としております。

以上、補正予算2議案につきまして、一括して概要の御説明を申し上げましたが、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第58号議案から第59号議案までの2議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第58号議案から第59号議案までの2議案は、それぞれの常任委員会に審査を付託することに決しました。

日程第13 請願第1号

議長(岸本義明君) 日程第13、請願第1号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2015年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを議題といたします。

この際、紹介議員より請願趣旨の説明を求めます。

16番、実友 勉議員。

16番(実友 勉君) それでは、朗読によりまして説明にかえさせていただきたいというふうに思います。

請願書、平成26年5月15日。

宍粟市議会議長、岸本義明様。

請願団体、住所、宍粟市山崎町山崎17番地。団体名、兵庫県教職員組合宍粟支部。代表者名、支部長 春名隆行。紹介議員、私、実友 勉でございます。

少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書採択の要請について。

請願趣旨・理由につきましては、例年のことでございますので、御高覧いただきたいというふうに思います。

そうした中、子どもの学ぶ意欲、主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要でございます。そのための条件整備が不可欠です。こうした観点から、平成27年度政府予算編成において、下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関への意見書提出の請願をいたします。

記

1. 少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みのゆたかな教育

環境を警備するため、30人以下学級とすること。

2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、説明とさせていただきます。

議長（岸本義明君） 実友 勉議員の説明は終わりました。

続いて質疑であります。発言通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております請願第1号議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

請願第1号は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決しました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、6月11日午前9時30分から開会いたします。

本日は、これで散会いたします。

御苦労さまでした。

（午前10時43分 散会）